

新型コロナウイルス感染症に対する町からの支援について

家庭内保育を実施していただいた期間は保育料等を返金します。

1 対象者・期間

- 対象者** 家庭内保育依頼期間外に就労先が認めた「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を目的とした休暇等を取得し、その期間家庭内保育を行った保護者
- 期間** 令和2年5月18日から令和3年3月31日までの就労先が認めた期間
ただし、1回の申請は連続する5日間以上

2 保育料の取扱い

保育園を利用していないことが確定した期間について、保育料等を返金します。

(就労先の証明期間中に限る)

※ 納付期限の事務手続きの関係上、当該月の保育料等は一旦、通常通り徴収させていただきます。

計算方法 保育料返金額＝月額保育料－(月額保育料×利用日数/25)

※園開所日及び家庭内保育日は、日曜・祝日は除く

給食費返金額＝4,500円一月利用日数×225円

3 手続き等

提出物 「新型コロナウイルス感染症拡大防止休暇等」・・・就労先の証明
保育料又は副食費 減免申請書・・・本人申請
同意書・・・退園又は期間の短縮についての同意

お願い 保育の必要性が高い児童の申込みがあった場合は、期間の短縮又は退園をお願いします。

就労先が決まらない場合は保育園在園期間を延長します。

1 改正点

最長3か月在園可能

「求職活動支援機関等利用証明書」の提出により3か月在園可能

お願い 保育の必要性が高い児童の申込みがあった場合は、期間の短縮又は退園をお願いします。

お問い合わせ

吉田町こども未来課 保育支援部門

電話：0548-33-2153